

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年5月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第8号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第10条くらし安全推進部の款くらし安全推進課の項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 京都市客引き行為等の禁止等に関する条例による事務に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)